

議案第 87 号

尾三消防組合を組織する地方公共団体の数の増加及び尾三消防組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 30 年 4 月 1 日から、尾三消防組合に豊明市及び長久手市を加入させ、尾三消防組合規約（昭和 46 年 12 月 1 日愛知県知事許可）を別紙のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき、議決を求める。

平成 29 年 11 月 29 日提出

日進市長 萩野幸三

1 提案理由

この案を提出するのは、消防組織法第 31 条に規定する消防の体制の整備及び確立を図るため、豊明市及び長久手市の常備消防に関する事務を尾三消防組合と共同して処理することとするよう、尾三消防組合規約を変更することについて、協議する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 組合を組織する地方公共団体に、豊明市及び長久手市を加える。
- (2) 組合の議会の議員の定数を 15 人とし、その選出区分を組合市町ごとに 3 人とする。
- (3) 組合の議会の議員の任期を 2 年とする。
- (4) 副管理者を 4 人とする。
- (5) 経費支弁の方法について、組合市町均等割、面積割、救急件数割（過去 3 か年分）及び前年度の消防費に係る基準財政需要額割を基準とする。

尾三消防組合規約の一部を改正する規約

尾三消防組合規約（昭和46年12月1日愛知県知事許可）の一部を次のように改正する。

第2条中「組合は」の次に「、豊明市」を、「みよし市」の次に「、長久手市」を加える。

第5条第1項中「12人」を「15人」に、「4人」を「3人」に改める。

第6条第1項中「組合市町の議会の議員の任期による」を「2年とする」に改める。

第7条第1項中「2人」を「4人」に改める。

第11条第2項を次のように改める。

2 前項の分担金は、次に定める基準に従い、別途定める割合で算出した額の合計額により組合市町が負担する。

(1) 組合市町均等割

(2) 組合市町のそれぞれの前年の10月1日現在における面積割

(3) 組合市町のそれぞれの救急件数割（過去3か年分）

(4) 組合市町のそれぞれの前年度の消防費に係る基準財政需要額割

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定については、愛知県知事の許可のあった日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際現に組合の議会の議員である者（以下「施行時組合議員」という。）の任期については、この規約による改正後の尾三消防組合規約（以下「改正後の規約」という。）第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の規定により、その任期がなお従前の例によることとされる施行時組合議員が在職する場合における改正後の規約第5条第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項の規定中「15人」とあるのは「18人」と、「組合市町ごとに3人」とあるのは「日進市、みよし市及び愛知郡東郷町にあっては4人、豊明市及び長久手市にあっては3人」と、同条第3項中「組合議員に欠員を生じた」とあるのは「それぞれの組合市町から選出された組合議員の数が3人を下回った」と、「その欠員を生じた組合市町の議会は」とあるのは「その組合議員の数が3人を下回った組合市町の議会は組合議員の数が3人に達するまでの組合議員について」と読み替えるものとする。

4 平成30年度から平成32年度までの豊明市、日進市、みよし市、長久手市及び愛知郡東郷町（以下「組合市町」という。）の分担金の額は、改正後の規約第11条第2項の規定にかかわらず、平成28年度の組合市町のそれぞれの常備消防の決算額（公債費を除く経常経費）の割合で算出した額とする。

5 改正後の規約の施行のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

尾三消防組合規約の一部変更新旧対照表

改正後	改正前
(組合を組織する地方公共団体) 第2条 組合は、 <u>豊明市、日進市、みよし市、長久手市及び愛知郡東郷町</u> (以下「組合市町」という。)をもって組織する。 (議会の組織及び議員の選挙の方法) 第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は <u>15人</u> とし、その選出区分は組合市町ごとに <u>3人</u> とする。 2~4 略 (議員の任期) 第6条 組合議員の任期は、 <u>2年とする</u> 。ただし、組合市町の議会の議員の職を失ったときは、同時にその職を失う。	(組合を組織する地方公共団体) 第2条 組合は、日進市、みよし市及び愛知郡東郷町(以下「組合市町」という。)をもって組織する。 (議会の組織及び議員の選挙の方法) 第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は <u>12人</u> とし、その選出区分は組合市町ごとに <u>4人</u> とする。 2~4 略 (議員の任期) 第6条 組合議員の任期は、 <u>組合市町の議会の議員の任期</u> による。ただし、組合市町の議会の議員の職を失ったときは、同時にその職を失う。
2 略 (執行機関の組織及び選任の方法) 第7条 組合に、管理者1人、副管理者 <u>4人</u> 及び会計管理者1人を置く。 2~5 略 (経費支弁の方法) 第11条 略	2 略 (執行機関の組織及び選任の方法) 第7条 組合に、管理者1人、副管理者 <u>2人</u> 及び会計管理者1人を置く。 2~5 略 (経費支弁の方法) 第11条 略
2 <u>前項の分担金は、次に定める基準に従い、別途定める割合で算出した額の合計額により組合市町が負担する。</u> (1) <u>組合市町均等割</u> (2) <u>組合市町のそれぞれの前年の10月1日現在における面積割</u> (3) <u>組合市町のそれぞれの救急件数割(過去3か年分)</u> (4) <u>組合市町のそれぞれの前年度の消防費に係る基準財政需要額割</u>	2 <u>前項の分担金は、次に定めるところによつて算出した額の合算額により組合市町が負担する。</u> (1) <u>分担金の総額の100分の35の額を組合市町均等の割合で算出した額</u> (2) <u>分担金の総額の100分の35の額を組合市町のそれぞれの前年の10月1日現在における住民基本台帳の人口の割合で算出した額</u> (3) <u>分担金の総額の100分の30の額を組合市町のそれぞれの前年の10月1日現在における面積の割合で算出した額</u>
3 略	3 略